町県民税申告相談のお知らせ

令和3年度町県民税の申告相談が始まります。令和3年1月1日現在、みなかみ町に住所があり、前年中(令和2年1月1日~令和2年12月31日まで)に所得がある人は、申告が必要になります。

裏面の『申告相談日程』をご覧いただき、指定された日(対象地区名)に申告を済ませてください。

*ただし、指定された日が都合の悪い場合は、旧町村地区内の日程内であれば申告相談をすることができます。

注意:新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症対策のため、申告相談会場等が変更されています。

〇申告が必要な方

- 1.2ヶ所以上から給与を受けている人
- 2. 給与所得者で、年末調整をしていない人や給与所得以外に所得のある人
- 3. 年金・恩給のみ受けていた人で、各種控除(社会保険料控除・扶養控除等)のある人
- 4. 営業、農業、不動産などの所得があった人
- 5. 収入が無く、控除対象配偶者又は扶養親族となっていない人

申告をしないと、国民健康保険税の軽減の判定要件から除外され減額できません。また 児童手当や障害年金の受給、及び各種補助金、公営住宅入居、国民年金の免除申請、融 資などの手続に必要な各種証明書の交付が受けられないことがあります。

○申告が不要なな方

- 1. 公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に扶養や障害者控除など追加する項目がない人
- 2. 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- 3. 年末調整された給与所得のみで、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている人

○申告に必要なもの

- 1. 印かん
- 2. 源泉徵収票(給与所得者、恩給・年金受給者)
- 3. 所得を確認できる書類(収支内訳書、事業主の支払証明書、収入支出のわかる帳簿や領収書、通帳など)
- 4. 控除の種類に応じた領収書・証明書(生命保険料・地震保険料・国民年金保険料等の支払証明書)
- 5. 障害者控除を受ける人は、その手帳または証明書
- 6. マイナンバー制度による本人確認書類 個人番号カード又は通知カード+運転免許証、健康保険の被保険者証

〇 申告相談におけるお願いと注意事項

*申告相談の日程は裏面をご覧ください

申告相談時間や待ち時間の短縮を図るため、次の事項についてご協力をお願いします。

- 土地や株式等の譲渡所得のある人は沼田税務署(要連絡)にて申告をお願いします。
- 営業・農業・不動産などの所得のある人へ

各事業における収支内訳書(青色申告を除く)、領収書等(領収印があるもの)、不動産所得の人は租税公課(固定資産税等)をノート等に集計・整理をしてきてください。

■ 医療費控除を受ける人は令和2年中に支払った医療費の領収書(領収印があるもの)を受診者ごとに受診機関名と金額をノート等に集計・整理をしてきてください。

領収書の添付は必要ありませんが、明細書または、医療費通知等の添付は必要になります。

*令和3年度(令和2年中に得た収入)の個人住民税から適用される税制改正が行われました。

問合せ先:役場税務課住民税係

役場代表 62-2111 (内線473) 住民税係 直通 25-5007